
第 16 章 附 則

第 235 条〔施 行〕

本規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

平成 10 年	3 月 28 日
平成 10 年	7 月 20 日
平成 11 年	6 月 5 日
平成 12 年	3 月 26 日
平成 12 年	5 月 27 日
平成 13 年	2 月 2 日
平成 13 年	3 月 18 日
平成 14 年	1 月 25 日
平成 14 年	3 月 17 日
平成 14 年	5 月 18 日
平成 14 年	9 月 27 日
平成 15 年	3 月 21 日
平成 15 年	6 月 11 日
平成 16 年	3 月 14 日
平成 16 年	6 月 20 日
平成 17 年	3 月 21 日
平成 17 年	7 月 18 日
平成 18 年	3 月 26 日
平成 18 年	7 月 30 日
平成 19 年	3 月 18 日
平成 19 年	6 月 17 日
平成 19 年	11 月 30 日
平成 20 年	3 月 16 日
平成 20 年	7 月 12 日
平成 20 年	9 月 30 日
平成 21 年	3 月 14 日
平成 21 年	10 月 1 日